

# 監 査 報 告 書

平 成 17 年 11 月

兵 庫 県 監 査 委 員



兵監委報第18号  
平成17年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

岡 康 榮 (印)

酒 井 隆 明 (印)

天 宅 陸 行 (印)

久 保 敏 彦 (印)

### 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成17年9月20日から11月1日までの間に実施した本庁の監査の結果を別添のとおり提出します。



- 目 次 -

第1 監査報告の概要	-----	1
1 監査の実施方針	-----	3
2 監査の実施状況	-----	3
3 監査結果の総括	-----	4
第2 本庁の監査結果	-----	7
県民政策部	-----	9
企画管理部	-----	10
健康生活部	-----	12
産業労働部	-----	14
農林水産部	-----	16
県土整備部	-----	17
出納事務局	-----	19
議会事務局	-----	19
監査委員事務局	-----	19
人事委員会事務局	-----	19
労働委員会事務局	-----	19
教育委員会事務局	-----	20
警察本部	-----	21



## 第 1 監査報告の概要





## 1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

## 2 監査の実施状況

### (1) 監査対象

定期監査の対象とした本庁の部局、監査の実施期間は、次表のとおりである。

実施部局名	監査実施期間	監査結果
県民政策部	平成17年10月27日	9頁
企画管理部	平成17年10月31日、11月1日	10頁
健康生活部	平成17年10月19日、10月21日	12頁
産業労働部	平成17年10月11日、10月20日	14頁
農林水産部	平成17年10月17日、10月18日	16頁
県土整備部	平成17年10月26日、10月28日	17頁
出納事務局	平成17年10月21日	19頁
議会事務局	平成17年9月21日	19頁
監査委員事務局	平成17年10月18日	19頁
人事委員会事務局	平成17年9月21日	19頁
労働委員会事務局	平成17年9月21日	19頁
教育委員会事務局	平成17年9月20日	20頁
警察本部	平成17年9月21日	21頁

### (2) 指摘状況

本庁の部局ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

部局名	予算執行	収入	支出	財産	契約事務	その他	合計
県民政策部	2	1	2		1		6
企画管理部		3	1	1			5
健康生活部		3	4	1			8
産業労働部		2					2
農林水産部	2	1	1				4
県土整備部		1		2	1		4
教育委員会事務局		2	1			1	4
警察本部		1	1	1			3
合計	4	14	10	5	2	1	36

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額（収入未済額を除く。）は、6,422千円である。

2 財産のうち、工事用取得土地の未登記筆数は、13筆である。

### 3 監査結果の総括

今回の監査の結果、指摘は36項目で、前年度（11月報告分）と比べると、1項目増加している。収入の促進を除いた指摘項目の内容は、経理事務の初歩的、基本的な誤りがあることが大半となっていることから、経理事務に関する知識の更なる向上に努め、形式に流されることなく、基本に忠実に事務処理を行うとともに、的確なチェックを行うことにより、適正な事務処理の確保に努められたい。

#### (1) 主な指摘事項について

「第2 本庁の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

##### ア 重点監査項目に関する指摘事項

###### (ア) 委託業務の履行確認について

公の施設の管理委託のように、委託料全額を委託業務に充当するような契約を関係団体等と締結した場合の履行確認に当たっては、県が支出した委託料が団体において適正に業務に関連した経費に支出されているか等の観点から現地調査を行うなどの的確な履行確認を行う必要があるにもかかわらず、これを行わなかったため、委託料が、1件、25,200円過大支出となっていた。

このほか、委託料の支出誤りが、2件、122,193円あった。

###### (イ) 通勤手当の支給事務について

通勤手当は、平成16年度から、支給単位期間ごとに支給することとされており、必ずしも従来のように毎月定額が支給されず、職員により、また、利用する交通機関等により支給される月も異なっている。このため、通勤手当額を変更した場合や長期の出張等で支給時期を変更した場合は、給与支給明細により、その支給状況を確認する必要があるが、入力を誤るとともに、支給状況を確認しなかったため、育児休業中の職員に通勤手当、1件、75,600円が支給されていた。

このほか、通勤手当の支給誤りが、5件、103,252円あった。

##### イ その他の指摘事項

###### (ア) 収入の促進について

###### a 県税について

県税の収入未済額は、23,711,428,334円（法定徴収猶予分等を除く。）で、前年度の22,055,469,748円と比較すると、1,655,958,586円増加（増加率7.5%）しており、収入未済総額の71.8%を占めている。

###### b 貸付金償還金等について

今回の監査報告書中で指摘している貸付金償還金等の収入未済額は、9,324,936,749円で、前年度の8,565,402,783円と比較すると、759,533,966円増加（増加率8.9%）している。

(イ) 住居手当について

住居手当の支給を受けている職員は、家賃の額等に変更があった場合は、速やかに任命権者に届け出なければならず、また、任命権者は、住居手当の支給を受けている職員の月額が適正かの随時の確認を行うこととされているが、家賃の減額改定に伴う届出が行われず、随時の確認も行わなかったため、住居手当が、1件、82,800円過大支給となっていた。

このほか、住居手当の支給誤りが、2件、7,000円あった。

(ウ) 報償費等の支出について

研修会の講師等に対する報償費（謝金）及び旅費については、研修会等の当日に支出するか、研修会等の開催後速やかに支出すべきであるのに、平成16年度に開催した研修会の講師に対する報償費及び旅費、2件、22,543円が支出漏れとなっていた。

このほか、報償費等の支出に関して、年度区分誤りが、3件、155,580円、4か月以上の支出遅れが、7件、387,646円あった。

(2) 留意改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

ア 収入の確保について

地方公共団体の財政運営は、三位一体改革による地方交付税の削減など厳しい財政環境にあることから、各部局においては、自主財源の確保を重点課題として位置づけ、積極的な収入の確保に努められたい。

(ア) 県税について

県税収入は4年ぶりに増加したものの、県税の収入未済額は前年度に比べ大幅に増加するとともに多額となっていることから、新規滞納の発生防止を図るとともに、新たな収納方法の導入や積極的な滞納整理など、一層、効率的、効果的な県税収入の確保に取り組まれたい。

(イ) 貸付金償還金等について

監査報告書中で指摘している貸付金償還金等の収入未済額は、年々増加しており、また、多額となっていることから、収納事務の委託先（兵庫県住宅供給公社等）や関係市郡町教育委員会等との連携を強化して新規滞納の発生防止を図るとともに、滞納者の状況を十分把握し、訪問徴収の強化や担保物権の処分、連帯保証人への督促などあらゆる手段を講じて、貸付金償還金等の収入未済の解消に取り組まれたい。

#### イ 関係団体への委託事業について

県は各種の事業を財団法人等の関係団体に委託しているが、委託することの適否や事業実施に際しての事業内容の決定は、県で行うなど県の主体性をより明確に確保しつつ、団体の事業実施状況を的確に把握し、適切な指導を行うことにより、委託事業の一層の効率的、効果的な実施に努められたい。

また、事業完了後は、適正な県費の支出を確保するための確な履行確認を行うとともに、委託成果の評価・検証を行い、事業効果の更なる向上や事業の見直しに取り組まれたい。

#### ウ 指定管理者制度について

県が設置している公の施設については、その多くを公社等に管理委託しているが、平成15年度の地方自治法改正で、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として、従来の管理委託制度が指定管理者制度に変更され、既存の施設については平成18年9月1日までに必要な手続を完了することとされている。

地方自治法改正の趣旨を踏まえ、十分な検討を行い、円滑な指定管理者制度への移行に配慮されたい。

#### エ 貸付金制度について

県は中小企業の育成等を目的として各種の融資制度を設けているが、融資実行率の低調なものが見受けられるので、低調となっている要因の分析を行い、制度の設置目的を勘案の上、利用向上に向けた制度の見直しを行うとともに、融資制度の効果的なPRについて配慮されたい。

#### オ 公金着服事件について

埋蔵文化財調査事務所職員による公金着服事件が発生したことは誠に遺憾である。不正防止のためチェック機能の強化をはじめ、再発防止に向けた改善策を早急に講じられたい。

## 第 2 本 庁 の 監 査 結 果



## 県 民 政 策 部

### 1 予算執行について（総務課、消費生活室）

- (1) 平成15年度予算で支出すべき報償費（謝金）等、2件、27,580円が、平成16年度予算で支出されていた。
- (2) （目）生活科学化推進費で支給すべき報酬、1件、10,600円が、（目）生活総務費で支給されていた。  
適正な予算執行に努められたい。

### 2 経理事務について（広聴課、青少年課、芸術文化課）

- (1) 雑入（過年度精算金）が、1件、86,542円徴収漏れとなっていた。
- (2) 委託料（県民芸術劇場開催業務委託等）が、2件、128,519円過大支出となっていた。
- (3) 賃金が、1件、14,784円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

### 3 契約事務について（広報課）

県政広報誌発行業務委託に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていないものが、1件あった。  
適正に契約事務を執行されたい。

## 企 画 管 理 部

### 1 県税の調定及び収入状況について（税務課）

平成16年度(決算時現在)における県税の調定及び収入状況は次表のとおりで、法定徴収猶予分及び災害に係る徴収猶予分を除いた収入未済額は、23,711,428,334円で多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

税 目	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
	円	円	円	円	%	%
県 個 人	110,049,883,970	101,582,901,213	720,095,892	7,746,886,865	92.3	91.8
民 法 人	26,227,904,088	25,395,014,295	34,716,865	(3,288,200)	96.8	97.8
利 子 割	12,441,520,053	12,441,520,053	0	0	100.0	100.0
税 計	148,719,308,111	139,419,435,561	754,812,757	(3,288,200)	93.7	93.4
事 業 個 人	9,331,498,135	7,973,338,262	103,867,118	(61,000)	85.4	84.9
法 人	129,195,345,683	125,217,995,982	76,386,360	(17,922,000)	96.9	98.3
税 計	138,526,843,818	133,191,334,244	180,253,478	(17,983,000)	96.1	97.2
地 方 消 費 税						
譲 渡 割	62,487,082,930	62,487,082,930	0	0	100.0	100.0
貨 物 割	31,793,328,662	31,793,328,662	0	0	100.0	100.0
計	94,280,411,592	94,280,411,592	0	0	100.0	100.0
不 動 産 取 得 税	27,237,778,834	19,939,749,790	214,771,322	(3,050,754,832)	73.2	72.6
県 た ば こ 税	11,178,997,318	11,178,997,318	0	0	100.0	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	5,620,761,524	5,307,421,606	26,114,301	(500,000)	94.4	96.6
自 動 車 税	70,391,189,522	66,204,579,030	289,671,734	(1,416,000)	94.1	94.4
鉦 区 税	4,356,190	4,356,190	0	0	100.0	100.0
自 動 車 取 得 税	18,774,051,200	18,774,051,200	0	0	100.0	100.0
軽 油 引 取 税	43,374,202,682	39,979,349,060	251,498,023	(1,401,902,531)	92.2	89.8
狩 猟 税	84,617,500	84,617,500	0	0	100.0	-
旧 法 に よ る 税						
料 理 飲 食 等 消 費 税	5,214,345	676,027	977,049	3,561,269	13.0	3.6
特 別 地 方 消 費 税	113,483,229	7,478,547	33,386,639	72,618,043	6.6	6.6
合 計	558,311,215,865	528,372,457,665	1,751,485,303	(4,475,844,563)	94.6	94.4

(注) 収入未済額欄に法定徴収猶予分等を( )内書きした。



2 収税事務について（税務課）

平成16年度(決算時現在)における 200万円以上の県税高額滞納者(法定徴収猶予分等を除く。)は 418人で、その総額は5,175,062,206円となっている。

収入の促進に引き続き配意されたい。

3 経理事務について（総務課、管財課）

(1) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料(2件、2,856,095円)の調定が、7か月以上遅れ、平成16年11月10日となっていた。

(2) 賃金等が、2件、112,210円過大支給、2件、191,819円過少支給、2件、55,380円支給漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 物品の損傷について（財産管理室）

平成16年7月28日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配意するとともに、物品の管理に留意されたい。

## 健 康 生 活 部

### 1 収入の促進について（児童課、医務課、障害福祉課）

平成16年度における母子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、520,587,850円で多額となっている。

収入の促進になお一層努められたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
知的障害者福祉措置費弁償金	現年度分	0	0	0	0	-	98.9
	滞納繰越分	3,581,200	766,200	0	2,815,000	21.4	20.0
	計	3,581,200	766,200	0	2,815,000	21.4	86.7
児童福祉施設弁償金	現年度分	23,034,550	20,409,671	0	2,624,879	88.6	91.9
	滞納繰越分	12,977,133	1,350,509	5,414,988	6,211,636	10.4	10.0
	計	36,011,683	21,760,180	5,414,988	8,836,515	60.4	62.0
障害児福祉施設弁償金	現年度分	270,588,774	258,578,199	0	12,010,575	95.6	95.7
	滞納繰越分	32,420,550	4,701,294	0	27,719,256	14.5	8.6
	計	303,009,324	263,279,493	0	39,729,831	86.9	89.3
児童扶養手当過年度過払金返納金	現年度分	22,806,310	2,262,910	0	20,543,400	9.9	12.2
	滞納繰越分	84,117,880	3,887,440	0	80,230,440	4.6	6.7
	計	106,924,190	6,150,350	0	100,773,840	5.8	8.9
看護師学生等修学資金貸付金返還金	現年度分	158,636,867	153,545,438	0	5,091,429	96.8	97.0
	滞納繰越分	13,518,000	3,258,000	0	10,260,000	24.1	46.0
	計	172,154,867	156,803,438	0	15,351,429	91.1	92.8
心身障害者扶養共済加入金	現年度分	154,578,560	152,840,750	0	1,737,810	98.9	99.0
	滞納繰越分	19,835,760	565,510	1,423,730	17,846,520	2.9	5.0
	計	174,414,320	153,406,260	1,423,730	19,584,330	88.0	89.3
雑入のうち医療施設近代化施設整備事業補助金返還金	現年度分	0	0	0	0	-	0
	滞納繰越分	96,033,000	0	0	96,033,000	0	-
	計	96,033,000	0	0	96,033,000	0	0
雑入のうち児童扶養手当過年度過払金返納金	現年度分	0	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	16,976,220	247,680	6,909,220	9,819,320	1.5	1.5
	計	16,976,220	247,680	6,909,220	9,819,320	1.5	1.5
特別母子寡婦福祉資金貸付金償還金	現年度分	308,053,582	274,867,444	0	33,186,138	89.2	89.6
	滞納繰越分	215,601,083	20,299,660	842,976	194,458,447	9.4	7.7
	計	523,654,665	295,167,104	842,976	227,644,585	56.4	57.3
合 計	現年度分	937,698,643	862,504,412	0	75,194,231	-	-
	滞納繰越分	495,060,826	35,076,293	14,590,914	445,393,619	-	-
	計	1,432,759,469	897,580,705	14,590,914	520,587,850	-	-

(注) 1 児童福祉施設弁償金の調定額及び収入未済額には、過少計上となっていた118,980円(現年度分29,040円、滞納繰越分89,940円)をそれぞれ加えた。

2 障害福祉施設弁償金の現年度分の調定額及び収入未済額には、過少計上となっていた34,100円をそれぞれ加えた。

2 経理事務について { 総務課、医療保険課、医務課、社会福祉課、障害福祉課、  
環境整備課 }

- (1) 雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費）等において、平成16年度で収入すべきところ、平成17年度に収入しているものが、3件、146,920円あった。
- (2) （項）雑入で収入すべき貸付金延滞利息、1件、21,917円が、（項）延滞金、加算金及び過料で収入されていた。
- (3) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料（1件、53,760円）の調定が、5か月以上遅れ、平成16年9月8日となっていた。
- (4) （節）役務費で支出すべき運搬経費、1件、1,124,550円が、（節）委託料で支出されていた。
- (5) 時間外勤務手当が、1件、19,830円過大支給となっていた。
- (6) 報償費（謝金）等の支出において、4か月から8か月以上遅れているものが、7件、387,646円あった。
- (7) 委託料（システム運営委託）が、1件、18,874円過大支出となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

3 債権管理について（医務課）

看護師学生等修学資金貸付金は、看護師等養成施設卒業後の就業状況等に応じて、返還、返還猶予または返還免除を決定すべきであるのに、これらの決定がなされないまま債権管理しているものが、429件、287,846,000円あった。

適正な債権管理に引き続き努められたい。

## 産 業 労 働 部

### 1 収入の促進について（経営支援課、商業振興課、工業振興課、労政福祉課）

平成16年度における地域改善対策高度化資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、5,456,461,058円で多額となっている。

収入の促進になお一層努められたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調 定 額 に 対 する 収 入 済 額 の 割 合	前 年 度 の 同 割 合	
		円	円	円	円	%	%	
中	設備近代化	現年度分	141,902,000	138,892,000	0	3,010,000	97.9	97.2
	資金貸付金	滞納繰越分	39,883,330	4,280,000	2,175,000	33,428,330	10.7	6.7
	償還金	計	181,785,330	143,172,000	2,175,000	36,438,330	78.8	86.2
小	共同施設	現年度分	701,512,000	601,295,000	0	100,217,000	85.7	81.3
	資金貸付金	滞納繰越分	434,404,000	0	0	434,404,000	0	0
	償還金	計	1,135,916,000	601,295,000	0	534,621,000	52.9	50.1
企	小売商業店舗等	現年度分	175,544,000	152,468,000	0	23,076,000	86.9	88.0
	共同化資金	滞納繰越分	50,591,000	200,000	0	50,391,000	0.4	0
	貸付金償還金	計	226,135,000	152,668,000	0	73,467,000	67.5	77.4
業	企業合同	現年度分	7,500,000	7,500,000	0	0	100.0	100.0
	資金貸付金	滞納繰越分	28,150,753	0	0	28,150,753	0	0
	償還金	計	35,650,753	7,500,000	0	28,150,753	21.0	15.1
振	工場共同化	現年度分	64,117,000	49,058,000	0	15,059,000	76.5	76.5
	資金貸付金	滞納繰越分	995,420,000	18,200,000	0	977,220,000	1.8	1.9
	償還金	計	1,059,537,000	67,258,000	0	992,279,000	6.3	6.4
興	産地知識	現年度分	0	0	0	0	-	-
	集約化資金	滞納繰越分	175,320,000	2,400,000	0	172,920,000	1.4	1.8
	貸付金償還金	計	175,320,000	2,400,000	0	172,920,000	1.4	1.8
資	地域改善対策	現年度分	2,000,000	2,000,000	0	0	100.0	100.0
	高度化資金	滞納繰越分	2,185,032,117	13,140,000	0	2,171,892,117	0.6	2.4
	貸付金償還金	計	2,187,032,117	15,140,000	0	2,171,892,117	0.7	2.5
金	地場産業等振興	現年度分	49,470,000	49,220,000	0	250,000	99.5	97.1
	近代化資金	滞納繰越分	25,812,608	1,750,000	0	24,062,608	6.8	12.0
	貸付金償還金	計	75,282,608	50,970,000	0	24,312,608	67.7	81.0
小	売商業等商店街	現年度分	327,879,000	57,995,000	0	269,884,000	17.7	70.5
	近代化資金	滞納繰越分	30,879,000	200,000	0	30,679,000	0.6	2.0
	貸付金償還金	計	358,758,000	58,195,000	0	300,563,000	16.2	62.3

設備近代化 資金違約 弁償金	現年度分	81,024	81,024	0	0	100.0	0	
	滞納繰越分	7,399,341	40,000	198,465	7,160,876	0.5	0.9	
	計	7,480,365	121,024	198,465	7,160,876	1.6	0.9	
	高度化資金 違約弁償金	現年度分	5,913,850	301	0	5,913,549	0.0	100.0
		滞納繰越分	555,865,325	0	0	555,865,325	0	0
		計	561,779,175	301	0	561,778,874	0.0	0.0
	高度化資金 貸付金利息	現年度分	72,874,145	45,602,423	0	27,271,722	62.6	75.0
		滞納繰越分	82,652,460	3,000,000	0	79,652,460	3.6	0
		計	155,526,605	48,602,423	0	106,924,182	31.3	40.3
中小企業 制度資金	勤労者持家 促進強化資金	現年度分	350,000,000	350,000,000	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	449,738,393	8,285,075	0	441,453,318	1.8	0.1
		計	799,738,393	358,285,075	0	441,453,318	44.8	43.8
	貸付金 利息	現年度分	4,892,088	4,892,088	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	4,500,000	0	0	4,500,000	0	0
		計	9,392,088	4,892,088	0	4,500,000	52.1	54.2
合 計	現年度分	1,903,685,107	1,459,003,836	0	444,681,271	-	-	
	滞納繰越分	5,065,648,327	51,495,075	2,373,465	5,011,779,787	-	-	
	計	6,969,333,434	1,510,498,911	2,373,465	5,456,461,058	-	-	

## 2 経理事務について（労政福祉課）

労働会館使用料が、1件、11,500円過大徴収となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 農 林 水 産 部

### 1 収入の促進について（農林経済課、林務課）

平成16年度における農業改良資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、45,264,266円で多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に 対する 収入済額 の割合	前年度 の 同割合
		円	円	円	円	%	%
農業改良 資金貸付 金償還金	現年度分	372,482,000	355,669,000	0	16,813,000	95.5	96.7
	滞納繰越分	32,998,683	10,530,857	0	22,467,826	31.9	42.3
	計	405,480,683	366,199,857	0	39,280,826	90.3	93.5
違約弁償 金	現年度分	3,674,179	1,263,589	0	2,410,590	34.4	53.3
	滞納繰越分	1,199,268	64,892	0	1,134,376	5.4	-
	計	4,873,447	1,328,481	0	3,544,966	27.3	53.3
林業・木材産業 改善資金貸付金 償 還 金	現年度分	8,459,000	8,459,000	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	2,438,474	0	0	2,438,474	0	0.8
	計	10,897,474	8,459,000	0	2,438,474	77.6	79.1
合 計	現年度分	384,615,179	365,391,589	0	19,223,590	-	-
	滞納繰越分	36,636,425	10,595,749	0	26,040,676	-	-
	計	421,251,604	375,987,338	0	45,264,266	-	-

（注） 償還事務は、農業改良資金貸付金については兵庫県信用農業協同組合連合会に、林業・木材産業改善資金貸付金については兵庫県森林組合連合会に委託している。

### 2 予算執行について（農林経済課、森林動物共生室）

(1) （事項）豊かな村づくり資金等利子補給費で支出すべき補助金（利子補給金）、1件、149,653円が、（事項）農業近代化資金利子補給費で支出されていた。

(2) 平成16年度予算で支出すべき報償費（謝金）、1件、128,000円が、17年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

### 3 経理事務について（畜産課、治山課）

時間外勤務手当が、1件、20,312円過大支給、1件、16,696円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 県 土 整 備 部

### 1 収入の促進について（道路保全課、河川整備課、港湾課、公営住宅課）

平成16年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は、2,650,089,825円と多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
一 般 会 計	河川 占用 料	現年度分	円 153,227,170	円 151,051,960	円 0	円 2,175,210	%	%
		滞納繰越分	4,606,540	257,660	0	4,348,880	5.6	7.3
		計	157,833,710	151,309,620	0	6,524,090	95.9	97.1
	港湾 施設 使用 料	現年度分	297,636,510	291,667,350	0	5,969,160	98.0	97.5
		滞納繰越分	10,658,610	6,168,280	0	4,490,330	57.9	51.3
		計	308,295,120	297,835,630	0	10,459,490	96.6	96.5
	港湾 施設 占用 料	現年度分	692,147,900	688,776,580	0	3,371,320	99.5	99.6
		滞納繰越分	4,668,610	292,550	142,100	4,233,960	6.3	16.8
		計	696,816,510	689,069,130	142,100	7,605,280	98.9	99.3
	雑入のうち道路損 傷行為に係る費用 負担金	現年度分	2,582,475	0	0	2,582,475	0	-
		滞納繰越分	0	0	0	0	-	-
		計	2,582,475	0	0	2,582,475	0	-
特 別 会 計	県営 住宅 使用料	現年度分	12,161,776,886	11,859,725,471	0	302,051,415	97.5	97.1
		滞納繰越分	1,058,531,563	277,745,156	35,523,618	745,262,789	26.2	29.2
		計	13,220,308,449	12,137,470,627	35,523,618	1,047,314,204	91.8	91.9
	県営 特別 貸付 住宅 使用料	現年度分	94,142,392	93,729,892	0	412,500	99.6	99.2
		滞納繰越分	2,967,511	1,310,145	0	1,657,366	44.1	24.3
		計	97,109,903	95,040,037	0	2,069,866	97.9	97.1
	ひよこ 県民 住宅 使用料	現年度分	148,384,103	141,694,589	0	6,689,514	95.5	95.5
		滞納繰越分	16,777,860	8,339,000	94,064	8,344,796	49.7	30.7
		計	165,161,963	150,033,589	94,064	15,034,310	90.8	89.4
	借上 県営 住宅 使用料	現年度分	752,770,685	715,915,776	0	36,854,909	95.1	95.6
		滞納繰越分	89,036,420	19,130,778	1,838,424	68,067,218	21.5	25.4
		計	841,807,105	735,046,554	1,838,424	104,922,127	87.3	88.2
弁償 金	現年度分	272,675,694	24,047,019	0	248,628,675	8.8	8.8	
	滞納繰越分	1,078,436,180	9,872,125	16,013,842	1,052,550,213	0.9	1.0	
	計	1,351,111,874	33,919,144	16,013,842	1,301,178,888	2.5	2.8	

港湾 施設 使用 料	現年度分	1,767,324,740	1,705,531,090	0	61,793,650	96.5	96.3
	滞納繰越分	138,848,269	47,746,431	496,393	90,605,445	34.4	38.1
	計	1,906,173,009	1,753,277,521	496,393	152,399,095	92.0	92.5
合 計	現年度分	16,342,668,555	15,672,139,727	0	670,528,828	-	-
	滞納繰越分	2,404,531,563	370,862,125	54,108,441	1,979,560,997	-	-
	計	18,747,200,118	16,043,001,852	54,108,441	2,650,089,825	-	-

(注) 県営住宅使用料、県営特別賃貸住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社に委託している。

## 2 廃川敷地の管理について（用地課）

平成17年3月末現在における廃川敷地の無断使用は、10件、4,941平方メートルである。  
無断使用の解消に引き続き配意されたい。

## 3 工事用取得土地の登記事務について（用地課）

平成17年3月末現在における工事用取得土地のうち未登記筆数は、13筆（登記留保決定筆数を除く。）である。  
登記事務の促進に引き続き配意されたい。

## 4 契約事務について（技術企画担当課長）

土木占使用システム修正開発業務委託に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていないものが、2件あった。  
適正に契約事務を執行されたい。



出 納 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

議 会 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

監 査 委 員 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

人 事 委 員 会 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

労 働 委 員 会 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 教 育 委 員 会 事 務 局

### 1 公金着服事件について（文化財室）

埋蔵文化財調査事務所職員による公金着服事件が発生したことは誠に遺憾である。

再発防止のため、支出事務等に関するチェック機能の強化をはじめとした改善策を早急に講じられたい。

### 2 収入の促進について（人権教育課）

平成16年度における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の償還状況は次表のとおりで、収入未済額は、652,533,750円で多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額	前年度
						に対する収入	の
						割合	同割合
		円	円	円	円	%	%
大学奨学 資金貸付金 返還金	現年度分	286,708,350	225,914,050	0	60,794,300	78.8	80.1
	滞納繰越分	228,920,090	21,025,440	1,385,000	206,509,650	9.2	7.5
	計	515,628,440	246,939,490	1,385,000	267,303,950	47.9	51.5
高校奨学 資金貸付金 返還金	現年度分	153,019,180	77,029,100	0	75,990,080	50.3	58.7
	滞納繰越分	328,958,440	17,969,720	1,749,000	309,239,720	5.5	5.3
	計	481,977,620	94,998,820	1,749,000	385,229,800	19.7	23.3
合 計	現年度分	439,727,530	302,943,150	0	136,784,380	68.9	72.9
	滞納繰越分	557,878,530	38,995,160	3,134,000	515,749,370	7.0	6.1
	計	997,606,060	341,938,310	3,134,000	652,533,750	34.3	38.1

### 3 授業料の徴収状況について（財務課）

平成16年度における授業料の納期内納付率が90.0%未満と低率な学校は、8校である。  
納期内納付の促進について指導されたい。

### 4 経理事務について（文化財室）

報償費（謝金）等が、2件、22,543円支出漏れとなっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

## 警 察 本 部

### 1 経理事務について

- (1) 雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）が、1件、1,027,778円過少徴収となっていた。
- (2) 住居手当等が、1件、82,800円過大支給、4件、21,902円過少支給となっていた。事務処理に当たり注意されたい。

### 2 物品の損傷について

平成16年7月16日から9月3日の間に衝突事故により、公用車2台を損傷していた。事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。